特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
37	源泉徴収票等法定調書作成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

霧島市は、源泉徴収票等法定調書作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを十分認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	係事務以外で個人情報が利用されることがないように、システムへのアクセス権限を限定し、関係者以外の執務室への立入制限を設ける。また、個人番号が記載された債権者登録依頼書、法定調書等については、鍵付きキャビネットで保管するなど管理体制を徹底する。

評価実施機関名

霧島市長

公表日

令和7年3月31日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	源泉徴収票等法定調書作成に関する事務
②事務の概要	ア　事務の説明 　職員・会計年度任用職員以外の外部講師、委員等に対する報酬等の支払い及び土地収用法に基づく土地の買収代金・建物補償金等の支払いについて、所得税法等に基づき法定調書の作成、提出、交付等の事務を行う。 　また、ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例制度について、地方税法に基づき通知書の作成、提出の事務を行う。 イ　特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 　霧島市は、所得税法、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・債権者情報登録【担当　会計課】 ・源泉徴収票等の作成及び本人への交付【担当　会計課】 ・法定調書の作成及び税務署への提出【担当　総務課・建設政策課】 ・給与支払報告書の作成【担当　総務課】 ・給与支払報告書の提出【担当　総務課】 ・収用証明書等の作成及び本人への交付【担当　建設政策課】 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成及び該当自治体への提出【担当　商工振興課】
③システムの名称	・財務会計システム ・エクセル台帳（税務証明証書） ・エクセル台帳（寄附金税額控除に係る申告特例申請者・通知団体一覧）

2. 特定個人情報ファイル名
・相手方管理台帳 ・控除管理台帳 ・税務証明書用個人番号台帳 ・寄附金税額控除に係る申告特例申請書

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第4項 【各手続の根拠】 所得税法第225条第1項第3号、所得税法第226条第1項、地方税法第317条の6第1項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施しない　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	会計課、総務部総務課、建設部建設政策課、商工観光部商工振興課
②所属長の役職名	会計課長、総務課長、建設政策課長、商工振興課長

6. 他の評価実施機関
なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1141

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	会計課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)4004 総務部総務課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)1132 建設部建設政策課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2732 商工観光部商工振興課(住所)霧島市国分中央三丁目45番1号(電話番号)0995-45-5111(内線番号)2661
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム登録時や書類を郵送するときは、二重チェックを行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	個人番号が記載された債権者登録依頼書は鍵付きのBOXに保管することで、漏えいや滅失を防ぎ、権限のない職員が利用することがないようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月31日	Ⅰ-5-2 所属長	会計課長 小倉 正実、総務課長 満留 寛	会計課長 小倉 正実、総務課長 橋口 洋平	事後	平成28年4月1日付 人事異動
平成29年3月31日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	2015/11/1	2016/12/31	事後	
平成29年3月31日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	2015/11/1	2016/4/1	事後	
平成30年3月31日	Ⅰ-1-2 事務の概要	ア 事務の説明 職員・臨時職員以外の外部講師、委員等に対する報酬等の支払いについて、所得税法等に基づき法定調書の作成、提出、交付等の事務を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 （略） ・法定調書の作成及び税務署への提出【担当 総務課】 （略）	ア 事務の説明 職員・臨時職員以外の外部講師、委員等に対する報酬等の支払い及び土地収用法に基づく土地の買収代金・建物補償金等の支払いについて、所得税法等に基づき法定調書の作成、提出、交付等の事務を行う。 また、ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例制度について、地方税法に基づき通知書の作成、提出の事務を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 （略） ・法定調書の作成及び税務署への提出【担当 総務課・建設政策課】 （略） ・収用証明書等の作成及び本人への交付【担当 建設政策課】 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成及び該当自治体への提出【担当 霧島PR課】	事後	建設政策課、霧島PR課の事務を追加
平成30年3月31日	Ⅰ-1-3 システムの名称	財務会計システム	・財務会計システム ・エクセル台帳（税務証明証書） ・エクセル台帳（寄附金税額控除に係る申告特例申請者・通知団体一覧）	事後	建設政策課、霧島PR課の事務を追加
平成30年3月31日	Ⅰ-2 特定個人情報ファイル名	・相手方管理台帳 ・控除管理台帳	・相手方管理台帳 ・控除管理台帳 ・税務証明書用個人番号台帳 ・寄附金税額控除に係る申告特例申請書	事後	建設政策課、霧島PR課の事務を追加
平成30年3月31日	Ⅰ-5-1 部署	会計課、総務部総務課	会計課、総務部総務課、建設部建設政策課、商工観光部霧島PR課	事後	建設政策課、霧島PR課を追加
平成30年3月31日	Ⅰ-5-2 所属長	会計課長 小倉 正実、総務課長 橋口 洋平	会計課長 小倉 正実、総務課長 橋口 洋平、建設政策課長 茶圓 一智、霧島PR課長 藤崎 勝清	事後	建設政策課、霧島PR課を追加
平成30年3月31日	Ⅰ-8 連絡先	会計課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）4004 総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1132	計課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）4004 総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1132 建設部建設政策課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2732 商工観光部霧島PR課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2661	事後	建設政策課、霧島PR課を追加
平成30年3月31日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	2016/12/31	2018/1/31	事後	総務課・会計課 3,875人 建設政策課 90人 霧島PR課 3,384人
平成30年3月31日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	2016/4/1	2017/10/23	事後	総務課5人・会計課10人 建設政策課4人・霧島PR課4人
平成31年3月31日	Ⅰ-5-2 所属長の役職	会計課長 小倉 正実、総務課長 橋口 洋平、建設政策課長 茶圓 一智、霧島PR課長 藤崎 勝清	会計課長、総務課長、建設政策課長、霧島PR課長	事後	
平成31年3月31日	Ⅱ-1 評価対象の事務の対象人数は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
平成31年3月31日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	2018/1/31	2019/1/31	事後	対象人数 15，595人 （平成31年1月31日時点） 総務課・会計課 5,261人 建設政策課 115人 霧島PR課 10,219人
平成31年3月31日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	2017/10/23	2019/3/31	事後	取扱者数 25人 （平成31年3月31日時点） 総務課6人 ・会計課10人 建設政策課4人・霧島PR課5人
令和2年3月31日	Ⅰ-3. 法令上の根拠	【各手続の根拠】 所得税法第225条第1項第3号、所得税法第226条第1項、地方税法第317条の6第1項、地方税法第7条第5項	【各手続の根拠】 所得税法第225条第1項第3号、所得税法第226条第1項、地方税法第317条の6第1項	事後	
令和2年3月31日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	2019/1/31	2019/12/31	事後	対象人数 18，715人 （令和元年12月31日時点） 総務課・会計課 5,902人 建設政策課 166人 霧島PR課 12,647人
令和2年3月31日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	2019/3/31	2019/12/31	事後	取扱者数 31人 （令和元年12月31日時点） 総務課6人 ・会計課10人 建設政策課4人・霧島PR課11人
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	事後	錯誤
令和2年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 監査 「内部監査」	8. 監査 「自己点検」「内部監査」	事後	追加
令和2年3月31日	全体				評価の再実施

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月31日	Ⅰ−1 ②事務の概要	ア 事務の説明 職員・臨時職員以外の外部講師、委員等に対する報酬等の支払い及び土地収用法に基づく土地の買収代金・建物補償金等の支払いについて、所得税法等に基づき法定調書の作成、提出、交付等の事務を行う。 また、ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例制度について、地方税法に基づき通知書の作成、提出の事務を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、所得税法、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・債権者情報登録【担当 会計課】 ・源泉徴収票等の作成及び本人への交付【担当 会計課】 ・法定調書の作成及び税務署への提出【担当 総務課・建設政策課】 ・給与支払報告書の作成【担当 会計課】 ・給与支払報告書の提出【担当 市内居住者は会計課、市外居住者は総務課】 ・収用証明書等の作成及び本人への交付【担当 建設政策課】 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成及び該当自治体への提出【担当 霧島PR課】	ア 事務の説明 職員・会計年度任用職員以外の外部講師、委員等に対する報酬等の支払い及び土地収用法に基づく土地の買収代金・建物補償金等の支払いについて、所得税法等に基づき法定調書の作成、提出、交付等の事務を行う。 また、ふるさと納税における寄附金税額控除に係る申告特例制度について、地方税法に基づき通知書の作成、提出の事務を行う。 イ 特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容 霧島市は、所得税法、地方税法及び行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の手続で取り扱う。 ・債権者情報登録【担当 会計課】 ・源泉徴収票等の作成及び本人への交付【担当 会計課】 ・法定調書の作成及び税務署への提出【担当 総務課・建設政策課】 ・給与支払報告書の作成【担当 総務課】 ・給与支払報告書の提出【担当 総務課】 ・収用証明書等の作成及び本人への交付【担当 建設政策課】 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書の作成及び該当自治体への提出【担当 商工振興課】	事後	・臨時職員を会計年度任用職員に変更 ・給与支払報告書の作成の担当課を総務課へ変更 ・給与支払報告書の提出の担当課を総務課へ変更 ・霧島PR課を商工振興課に変更
令和3年3月31日	Ⅰ−5 ①部署	会計課、総務部総務課、建設部建設政策課、商工観光部霧島PR課	会計課、総務部総務課、建設部建設政策課、商工観光部商工振興課	事後	霧島PR課を商工振興課に変更
令和3年3月31日	Ⅰ−5 ②所属長の役職名	会計課長、総務課長、建設政策課長、霧島PR課長	会計課長、総務課長、建設政策課長、商工振興課長	事後	霧島PR課を商工振興課に変更
令和3年3月31日	Ⅰ−8 連絡先	会計課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）4004 総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1132 建設部建設政策課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2732 商工観光部霧島PR課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2661	会計課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）4004 総務部総務課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）1132 建設部建設政策課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2732 商工観光部商工振興課（住所）霧島市国分中央三丁目45番1号（電話番号）0995-45-5111（内線番号）2661	事後	霧島PR課を商工振興課に変更
令和3年3月31日	Ⅱ−1 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	対象人数 29,222人 （令和2年12月31日時点） 総務課・会計課 5,983人 建設政策課 216人 商工振興課 23,023人
令和3年3月31日	Ⅱ−2 いつの時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	取扱者数 36人 （令和2年12月31日時点） 総務課 6人 会計課 10人 建設政策課 4人 商工振興課 16人
令和4年3月1日	Ⅱ−1 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/1	事後	対象人数 40,237人 （令和3年12月31日時点） 総務課・会計課 5,766人 建設政策課 259人 商工振興課 34,212人
令和4年3月1日	Ⅱ−2 いつの時点の計数か	2021/3/31	2022/3/1	事後	取扱者数 26人 （令和3年12月31日時点） 総務課 6人 会計課 10人 建設政策課 4人 商工振興課 6人
令和4年3月1日	Ⅳ リスク対策	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「委託しない」	4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 「十分である」	事後	委託契約日 令和3年6月15日
令和5年3月1日	Ⅱ−1 いつの時点の計数か	2022/3/31	2023/3/1	事後	対象人数 53,891人 （令和4年12月31日時点） 総務課・会計課 5,090人 建設政策課 297人 商工振興課 48,504人
令和5年3月1日	Ⅱ−2 いつの時点の計数か	2022/3/31	2023/3/1	事後	取扱者数 26人 （令和4年12月31日時点） 総務課 6人 会計課 10人 建設政策課 4人 商工振興課 6人
令和6年3月1日	Ⅰ−3．法令上の根拠	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第3項	【個人番号の利用の根拠】 番号法第9条第4項	事後	錯誤
令和6年3月1日	Ⅱ−1 いつの時点の計数か	2023/3/1	2023/12/31	事後	対象人数 20,839人 （令和5年12月31日時点） 総務課・会計課 4,506人 建設政策課 77人 商工振興課 16,256人
令和6年3月1日	Ⅱ−2 いつの時点の計数か	2023/3/1	2023/12/31	事後	取扱者数 26人 （令和5年12月31日時点） 総務課 6人 会計課 10人 建設政策課 4人 商工振興課 6人

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月31日					評価の再実施
令和7年3月31日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	2024/3/1	2024/12/31	事後	対象人数 30,101人 （令和6年12月31日時点） 会計課 2,687人 総務課 4,458人 建設政策課 275人 商工振興課 22,681人
令和7年3月31日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	2024/3/1	2024/12/31	事後	取扱者数 27人 （令和6年12月31日時点） 会計課 11人 総務課 8人 建設政策課 3人 商工振興課 5人
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 「十分である」	事後	追加
令和7年3月31日	Ⅳ リスク対策	11.最も優先度が高いとされる対策	11.最も優先度が高いとされる対策 「8）特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策」 当該対策は十分か【再掲】 「十分である」	事後	追加